２　行政機関情報公開法等に関する審査請求についての第二章の規定の適用については、第五条第一項中「法第九条第三項」とあるのは「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「行政機関情報公開法」という。）第十八条第二項又は個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「個人情報保護法」という。）第百四条第二項」と、第六条第一項及び第二項中「法第九条第三項」とあるのは「行政機関情報公開法第十八条第二項又は個人情報保護法第百四条第二項」とする。

**附　則**

この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第五十条の規定の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

**○国家公安委員会規則第十二号**

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、国家公安委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月三十一日

国家公安委員会委員長　二之湯　智

国家公安委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則

国家公安委員会行政文書管理規則（平成二十三年国家公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （公安委員会の保有する行政文書）<br>**第三条**　公安委員会が保有する行政文書は、次のとおりとする。<br>一～三　略<br>四　警察法第七十九条第二項の規定による苦情の申出及びその対応に関する行政文書<br>五　公安委員会又は公安委員会の委員長若しくは委員宛ての意見、要望等及びその対応に関する行政文書（前号に掲げるものを除く。）<br>六　略<br>七　略<br>（行政文書の作成等）<br>**第八条**　一～三　略<br>４　別表第一の第二欄に掲げる業務に係る行政文書を作成するに当たっては、歴史的緊急事態（国家及び社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に生かされるようなもののうち、国民の生命、身体及び財産に大規模かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態をいう。）に政府全体として対応する会議その他の会合の記録が、作成しなければならない行政文書に含まれることに留意するものとする。<br>５　行政文書は、他の法令等の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。第十条第三項において同じ。）により作成し、又は取得することが規定されている場合、当該行政文書を電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下この項、第十条第三項及び第十五条第四項において同じ。）により管理することによって事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがある場合その他特別の事情がある場合を除き、電磁的方式により作成し、又は取得するものとする。<br>６～９　略 | （公安委員会の保有する行政文書）<br>**第三条**　一～三　同上<br>四　公安委員会又は公安委員会の委員長若しくは委員宛ての意見、要望等及びその処理に関する行政文書<br>五　同上<br>六　同上<br>（行政文書の作成）<br>**第八条**　一～三　同上<br>［項を加える。］<br>［項を加える。］<br>４～７　同上<br>［二項ずつ繰り下げる。］ |